

**平成28年8月からの台風などによる
大雨災害等に係る緊急要望**

平成28年9月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成28年8月からの台風などによる 大雨災害等に係る緊急要望

先月、台風第7、11、9、10号及び13号から変わった低気圧が北海道・東北地方に相次いで上陸し、集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、尊い人命が失われました。

また、住宅への浸水やライフラインの途絶のほか、交通・生活関連インフラや公共土木施設、農林水産業施設、医療施設、社会福祉施設、更には農作物・水産物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼしております。

現在、被災地では、応急対策の実施をはじめとした早期復旧に全力を挙げるとともに、住民生活の一日も早い安定に向け、市町村及び関係機関と一体となって緊密な連携を図りながら、災害対策に総力を挙げて取り組んでいるところであります。

こうした中、9月16日、激甚災害の指定が閣議決定されました。迅速なご対応に心より厚く御礼を申し上げます。

被災地の復旧に向けた活動は今後本格化しますが、このたびの災害からの迅速な復旧のためには、引き続き国の支援が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 被災者に対する支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度について、今回の大雨被害等を受けたすべての地域を支援の対象とするとともに、床上浸水などの被害実態を踏まえ、半壊世帯についても国の特別の負担により支援の対象とすること。
- (2) 床上浸水や床下浸水など全壊・半壊に至らない被害を含めて、被災した住宅の修繕や再建に対する手厚い支援を行うこと。
- (3) 災害援護資金や生活福祉資金などについて、貸付限度額の引き上げや金利負担の軽減、事務手続きの簡素化等を図ること。
- (4) 災害救助法における応急救助について、要件・基準等の弾力的な運用を行うこと。

2. 災害復旧事業の早期実施等について

(1) 災害査定や災害復旧事業の早期着手

災害査定や災害復旧事業の早期着手に配慮すること。

被災件数が多く、現行の災害査定制度では対応が困難なことや、東日本大震災津波の復旧工事も並行して行われている地域もあることから、机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続の簡素化を図ること。

また、今後の本格復旧に向けた技術的助言や人的支援について、特段の配慮を講じること。

さらに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地元負担の軽減を図ること。

(2) 公共土木施設の早期復旧

住民の安全・安心な暮らしを支える河川や道路などの公共土木施設の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮するとともに、必要な予算の確保を図ること。

(3) 農業関連施設の早期復旧

土砂や流木の堆積などで機能を失った農地・農業用施設や農業共同施設等の速やかな復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮するとともに、必要な予算の確保を図ること。

また、復旧した農地の生産力の向上を図るため、土づくりに対する支援措置を講じること。

(4) 水産業関連施設の早期復旧

大雨や波浪などで機能を失った漁港や漁場、漁港海岸保全施設、水産業共同利用施設の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮するとともに、必要な予算の確保を図ること。

(5) 林業関連施設の早期復旧

山腹の崩壊や土砂の流出などにより被災した林道施設や治山施設等の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮するとともに、必要な予算の確保を図ること。

また、暴風による森林の倒木被害について、倒木の除去と被害地への再造林の実施にあたり、森林所有者の負担を最小限に抑えるよう、必要な予算の確保を図ること。

（６）鉄道施設の早期復旧

旅客輸送や物流を支えるＪＲや地域鉄道の鉄道施設の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮するとともに、必要な予算の確保を図ること。

（７）医療施設、社会福祉施設等の早期復旧

住民の健康で快適な暮らしを支える医療施設、社会福祉施設等の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着工に配慮し、必要な予算の確保を図るとともに、医療機器の整備について補助対象を拡大するなど実情に応じた弾力的な運用を図ること。

（８）水道施設、学校施設等の早期復旧

住民の日常生活に必要不可欠な水道施設や児童生徒の適切な教育環境の確保に必要な学校施設等の早期復旧に要する災害復旧事業の予算を確実に確保すること。

（９）災害応急対策や流木処理、災害廃棄物処理等への財政支援

災害応急対策や流木処理、災害廃棄物処理、更には被災者支援など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な財政支援を行うこと。

特に、大量に流出した流木は、農地の復旧、漁業の操業・漁船の航行等に大きな支障を及ぼしていることから、流木の迅速な回収や処理、更には流木の利用への支援に必要な予算の確保を図ること。

３．被災事業者に対する支援について

農林水産業の基盤となる施設の早期復旧を図るとともに、被災した農林漁業者や商工観光事業者が、早期に経営を再開できるよう、再建に係る資金の融通や、被災した機械設備等の修繕や代替に要する経費などについて特段の措置を講じること。

（１）被災農業者への支援

被災農業者に対し、被災農業者特別利子助成事業の速やかな適用を図るとともに、貸付限度額の引上げや利子助成期間の延長など、支援策を拡充すること。

また、被災農業者向け経営体育成支援事業を適用し、平成 25 年の大雪災害時を超える支援に加えて、被災した農業用機械の修繕等を補助対象にするなど、支援策を拡充すること。

（２）被災漁業者への支援

被災漁業者に対し、漁業近代化資金など制度資金の貸付限度額の引上げや既貸付金も含めた利子助成期間の延長等の措置のほか、漁業経営基盤強化金融支援事業における融資枠を十分確保するなど、支援策を拡充すること。

（３）被災林業・林産業者への支援

被災林業・林産業者に対し、災害関係制度資金に対する利子助成や助成期間の延長、貸付限度額の引上げなどの特例措置を講じること。

また、木材加工施設等の復旧に要する経費を支援するとともに、必要な予算を確保すること。

（４）被災商工観光事業者への支援

被災商工観光事業者に対し、地方公共団体が行う取組への財政上の特段の配慮をするとともに、被災事業者等が共同で実施する復旧等に係るソフト・ハードの取組に対する自由度の高い支援策などを講じること。

４．地方財政措置について

関係道県及び市町村の応急対応や復旧に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講じること。

５．東日本大震災被災地におけるマンパワー確保について

今回、台風被害を受けた自治体には、東日本大震災津波の被災地が含まれており、現在、復興業務を推進している中であって、さらに台風被害による膨大な災害復旧業務が発生することから、復旧事業を迅速かつ着実に行うために、引き続き技術職員を中心とした人材の確保について財源措置を含めて特段の配慮を講じること。

また、東日本大震災津波被災による心のダメージに加え、新たなダメージを負った児童生徒の心のサポートのため、カウンセラー等の人材の確保についても、特段の配慮を講じること。